

受益者負担の適正化に係る審査特別委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第149号	受益者負担の適正化に係る関係条例の整備に関する条例の制定について	可決 (賛成多数)	12月17日

審査の状況

① 令和7年11月17日 (正副委員長互選)

・出席委員	◎北山 照昭	○浅谷 亜紀	池田 光隆	大島 淡紅子
おだ たか子	梶川 みさお	桑原 健三郎	末永 やよい	
田中 こう	寺本 早苗	中山 ゆうすけ	藤岡 和枝	
三宅 浩二				

② 令和7年12月 3日 (議案審査)

・出席委員	◎北山 照昭	○浅谷 亜紀	池田 光隆	大島 淡紅子
おだ たか子	梶川 みさお	桑原 健三郎	末永 やよい	
田中 こう	寺本 早苗	中山 ゆうすけ	藤岡 和枝	
三宅 浩二				

③ 令和7年12月16日 (議案審査)

・出席委員	◎北山 照昭	○浅谷 亜紀	池田 光隆	大島 淡紅子
おだ たか子	梶川 みさお	桑原 健三郎	末永 やよい	
田中 こう	寺本 早苗	中山 ゆうすけ	藤岡 和枝	
三宅 浩二				

④ 令和7年12月17日 (議案審査)

・出席委員	◎北山 照昭	○浅谷 亜紀	池田 光隆	大島 淡紅子
おだ たか子	梶川 みさお	桑原 健三郎	末永 やよい	
田中 こう	寺本 早苗	中山 ゆうすけ	藤岡 和枝	
三宅 浩二				

⑤ 令和7年12月18日 (委員会報告書協議)

・出席委員	◎北山 照昭	○浅谷 亜紀	池田 光隆	大島 淡紅子
おだ たか子	梶川 みさお	桑原 健三郎	末永 やよい	
田中 こう	寺本 早苗	中山 ゆうすけ	藤岡 和枝	
三宅 浩二				

(◎は委員長、○は副委員長)

受益者負担の適正化に係る審査特別委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第149号 受益者負担の適正化に係る関係条例の整備に関する条例の制定について

議案の概要

行政サービスを受ける受益者と非受益者における負担の公平性や公正性の確保、サービスの持続可能性の向上を図るため、「受益者負担適正化ガイドライン」に基づき、手数料、使用料の適正化を図るほか、所要の整備を行うため、関係する27の条例を一括して改正しようとするもの。

論 点 1 受益者負担適正化ガイドラインについて

＜質疑の概要＞

問1 適正金額を計算したときに現行料金より低かった場合、全体の収益が減る可能性はあるが、それでも使用料を下げるのか。

答1 ガイドラインの趣旨から考えると、使用料を下げる事になる。受益者と非受益者の間の公平性を図るためにガイドラインを定めているので、利用者数を増やして総収入を増やすとか商売的な意味で設けている趣旨ではない。

問2 稼働率の低い施設が料金の値上げをすることによりさらに利用者が少なくなり、一般財源の投入額が増える場合には、施設そのものの在り方について検討する必要があるとガイドラインにあるが、例えば閉館することなどを想定しているのか。

答2 ガイドライン上は目標稼働率等に満たない施設については状況を踏まえ在り方を検討する必要があるとしているが、稼働率が低いとか、一般財源投入額が増えてきたとしても、即座に閉館を議論できる施設ばかりではないので、このガイドラインを基に、実際の稼働率や一般財源投入額の推移などを見て総合的に判断するものと考えている。

問3 使用料の原価算入項目の減価償却費については、市民が負担した施設建設費をもう一度市民が使用料として負担する二重構造になっていると考えるが、このことについての市の考えは。

答3 減価償却費を原価算入項目に入れている理由は、建物の利用価値という観点で、建築費用に係る耐用年数分が毎年利用価値の1年分としてあるという考え方をとっている。

問4 利用者区分による料金設定の中に市民・市民以外と営利・非営利があるが、これらはどのように線引きするのか。

答4 申請者が市内でお住まいの場合市民料金とする運用などは、それぞれの施設に

において内規で決めている。営利・非営利の区分については、物販とか、販売の伴うものを大きく分けて営利と判断する取扱いとなる。

問5 ガイドラインの中で原価の考え方方が重要だと認識しているが、原価計算の中で出てくる目標数値の算定根拠がどの施設もはっきりしていない。どのように目標を出しているのか。

答5 目標数値については、各所管課でこれまでの実績や希望的な部分も含めて高い目標を定めている部分もある。この目標数値は原価計算の分母に入れているので、あまり現実的すぎず、高すぎない数値設定が必要であると認識しており、受益者負担率を掛けて使用料を算出する上で重要なポイントと考えている。

問6 ガイドラインでは減免について具体的に示していないが、詳細についてはさらに決めていくのか。

答6 減免については、ガイドライン上は例外的な措置として取り扱うと定めている。その上で各施設の減免規定の内規については、各施設で考えることにしている。一方、年齢区分の考え方で、今まで60歳の市民を減免していたものを65歳に変更することについては、減免規定の統一的な市の考え方として整理した。

問7 ガイドラインに類似施設や近隣市の状況から決定するといった考え方でなくとあるが、今後一切近隣市を見ずに、本市の状況だけで判断していくという姿勢なのか。

答7 近隣市を一切見ないという大きな判断をしているのではなく、ケース・バイ・ケースで、先行事例については近隣市に関わらず参考にしていきたい。

問8 共同利用施設や農業振興施設については、料金の改定はしないで、どのような条例改正の内容になるのか。

答8 料金の改定はしないが、利用者区分として市民・市民以外や営利・非営利の規定を付け加える内容となっている。

問9 指定管理者の場合、利用料金の額は経営に関わってくるので、上限を上げてしまうと指定管理者が利用料金の額を上げる判断をする可能性がある。指定管理者が決める利用料金は、議会の議決はいらないので、公共性、公益性の判断について採算を重視する指定管理者に委ねる幅が増えるということにならないか。

答9 上限額が原価計算をしてその原価の100%のままであれば、指定管理者の裁量の幅は大きいが、受益者負担率の9象限において、例えば、ある施設が受益者負担率25%の象限に入っているとすると、75%は市税を充てるとということを先に意思決定することになる。残りの25%についての上限額というのが今回の条例であり、公益性等については既に反映しているものと認識している。

問10 ガイドラインでは4年ごとに見直しを行うことになっているが、物価高騰や経済社会情勢が変わっていく中で大丈夫なのかと思っている。このあたりは決定に際してどのような議論があったのか。

答10 毎年、3年ごと、4年ごと、指定管理の更新のタイミングの主に5年ごとなど様々な選択肢がある中で、市長選挙のタイミングも踏まえた上で、府内の事務負担も考慮して4年ごとに決定した。

論 点 2 手数料等の見直しの妥当性について

＜質疑の概要＞

問1 人権文化センターの現行の使用料と理論上の使用料の乖離率が非常に大きいが、この乖離率が続くと4年ごとに上がっていくことになるのか。

答1 人権文化センターはもともと隣保館から始まって、割と限定的な運用を行っていたところから今の料金設定になっていると認識している。今後は、ガイドラインに基づいて4年に一度、激変緩和措置を勘案しながら、見直しを検討するものと考えている。

問2 市立看護専門学校の追試の手数料を値上げするのに、授業料と入学金をなぜ後回しにしたのか。

答2 市立看護専門学校の授業料と入学金については、令和4年に改定を行った。看護専門学校の在り方についてまだ結論が出ていない中で、改定してから期間も短いということから、今回の見直しに入れていない。

問3 一般事務手数料のコンビニ交付については、システムの利用に関する費用が主な費用であり、コンビニ交付を利用する人が増えれば、原価が下がると思うが、原価の計算はどうなっているのか。

答3 コンビニ交付の手数料原価は、主たる費用のシステム保守料の金額を発行枚数で除して算出しているので、発行枚数が増えれば、原価は下がってくる。

問4 男女共同参画センターの原価計算では、施設維持管理運営経費の中には軽微な修繕費が入っているということだが、修繕費（将来経費）と重複している部分はないのか。

答4 男女共同参画センターの原価計算では、修繕費（将来経費）は計上していない。修繕費（将来経費）は、複数年の修繕計画等により今後の支出が決定しているもので、例えば、火葬場なら火葬炉の更新、東公民館ならエレベーター工事とか今後やっていくことが決まっているものをここで計上している。

問5 男女共同参画センターの条例改正では市民料金が据置きとなっているが、ほか

の条例改正ではほとんどが利用料金そのものを見直している。その違いは何か。

答 5 男女共同参画センターはコミュニティ施設の中に含まれており、コミュニティ施設のカテゴリーは、乖離率が大きくなっていることから市民料金は改定しない整理となっている。

問 6 人権文化センターについては、使用料が高いと思う。隣保館という歴史的な経緯があるなかで、本来は全部無料であった。隣保館の制度としてできてきた識字教室などは、現在どうなっているのか。

答 6 識字教室は、教育委員会で今も実施している。また、人権文化センターで地域の方が人権啓発等の事業で利用している部分について料金を減免している。それ以外の利用については使用料を取っている。

問 7 市役所内駐車場について、中央公民館との関係で曜日に関わりなく 8 時から 21 時までは 60 分無料にすると決定した理由は。

答 7 土曜、日曜に河川敷で活動している方が市役所の駐車場を利用していることは承知しているが、実際に必要があって駐車場を利用される市民もいることから、時間による仕切りの仕方の方が市民の利便性のよさや公平性があると判断した。

問 8 売布北グラウンドや花屋敷グラウンドでは現在、駐車料金を徴収していないが、駐車料金の上限額が 30 分 100 円から 20 分 100 円になることに伴い、料金の徴収を考えていくのか。

答 8 料金を徴収する場合は、料金収受や出入庫管理を行うための設備投資が必要となる。それでも料金を徴収するほうが収益が上がると指定管理者が判断した場合は、市と協議し新たな収益化を考えていくことになる。

問 9 施設の利用料金の上限額が上がることで、実際の利用料金も上げることができようになるが、今後もし利用料金を上げるという判断をした結果、利用率が下がった場合、需要と供給のバランスを見ながら利用料金の改定の相談をすることはできるのか。

答 9 所管部も指定管理者も経営の視点を持った上で、市民の需要と供給を見ながら、市全体としての運用について考えていく。

問 10 総合福祉センターにおいて、利用料金の減免対象年齢を 60 歳から 65 歳に引き上げることにより、減免対象から外れてしまう利用者がいるのか。

答 10 現在減免対象となっている 31 団体に確認したところ、65 歳に引き上げても減免対象から外れないことを確認している。

問 11 ガイドラインに減免の取扱いについて記載があるが、障がい者減免は継続し

ていく考え方なのか。それとも見直していく考え方なのか。

答 1 1 公共施設には目的があり、障がいのある方が利用目的に沿った利用をする場合は、現在運用で減免措置が設けられている部分について見直す必要はないと考えている。この減免は継続すべき事項であり、堅持していきたい。

問 1 2 各公民館の幼児室の利用料の上限額は、中央公民館が 4,500 円、東公民館が 3,200 円、西公民館が 4,100 円となっている。実際の利用料金についても大きく差が出てくると、利用者が今まで利用していた公民館ではなく、安価で利用できる公民館を利用するようになるなど、稼働率にも影響が出る可能性があるが、どのように考えているか。

答 1 2 部屋の面積や利用のしやすさなどによって利用料金の上限額を決めているため、各公民館で金額が異なっている。各公民館の利用料金を比較して安価で利用できる公民館を利用する可能性もあるため、指定管理者と協議し、利用率も考慮した上で利用料金を設定していく必要があると考えている。

問 1 3 宝塚市立公民館設置管理条例や宝塚市立スポーツ施設条例などで、「利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める」と規定されている。実際の利用料金については、指定管理者と個別に協議して決めていくのか。

答 1 3 利用料金制度を導入して指定管理者が運営している施設については、全て個別に協議をして決めていく。担当部と指定管理者が協議の上、実際の利用料金だけでなく、周知期間や事前申込をしている利用者との公平性をどのように担保するかなどを一個一個決めていくことになる。

問 1 4 以前、光熱費高騰などで指定管理者の運営が困難となり、市の一般財源から補填した例があった。今回、原価計算の中に光熱費も算入されることから、市民全体で負担するのではなく、受益者に負担してもらうという考えに移行するのか。

答 1 4 受益者負担の適正化という考え方についてはそのとおりである。しかし、様々な経費が上昇傾向にあり、受益者負担を適正化しても厳しいという見立てをしている。利用者にとっては値上げになる可能性が高いが、それでもなお運営が厳しい場合は、市の財源を投入して施設を維持していく判断をせざるを得ない状況もあると認識している。

問 1 5 今回の条例改正に伴う影響についてスポーツ団体や公民館の登録団体等への事前説明が行われていない。バス・タクシー運賃助成の見直しについては関係団体に事前説明を行っているのに、今回はなぜ行わないのか。

答 1 5 指定管理施設については、今回の改正では利用料金の上限額を引き上げて、

利用料金の値上げができる状況をつくるだけで、実際に値上げを行うわけではない。実際に値上げするかどうかは指定管理者が市と協議の上定め、その後、利用者に対して周知する段取りで考えているためである。

問16 現在、文化施設の条例では市民以外や営利目的を含めた利用料金の上限額が定められているが、今回の改正では市民の利用料金の上限額とし、見た目上は上限額が下がっているように見える。しかし、実際は市民の利用料金の上限額は従前の1.5倍となっている。値上げが可能な状況をつくるのであれば、上限額の内容や金額は変更せずに、改正案の備考欄の市民以外と営利目的の倍率を規定するほうが、柔軟な価格設定ができるのではないか。

答16 そのような選択肢もあったが、指定管理者制度導入前後の料金規定の経過も踏まえながら、公共施設は市民のための施設であるため、市民の利用料金の上限額を条例上で見える化することが出発点となっている。条例上、値下げに見える点については、指定管理者や利用者などに丁寧に説明していく必要があると考えている。

問17 ベガ・ホールは今後、大規模工事を予定しているが、利用料金の上限額を算出する際に、当該工事費も含んで計算しているのか。

答17 今回の料金算定は、工事費の債務負担行為を設定する前に行ったものであるので、今後の工事費については入っていない。

問18 手塚治虫記念館について、大人の入館料を700円から900円に値上げすることにより、どのような影響があるか。

答18 来場者数は、平成22年に500円から700円に値上げした際は約5%減であったことと昨今の状況を踏まえて、令和5年度より約1割減で約7千人減と見込んでいる。一方、入館料の収入は約1割増と試算している。

問19 文化芸術センターのギャラリーやホールの市民の利用料金の上限額が1.5倍になることで、ギャラリー1では上限額が6万円から9万円となり、市民以外の利用料金はその2倍となる。利用料金の改定は、指定管理者の裁量にもよるが、値上げ幅が大きく、市外の人が利用しなくなり市民の作品の発表の場になってしまふことや、優れた作品が市内で見られなくなることを懸念している。もともとの上限額が高額である場合も、機械的に従前の1.5倍とするのか。

答19 利用料金の改定については、100円の1.5倍と9万円の1.5倍では規模が大きく異なるため、需要と供給を考えて指定管理者と相談して慎重に進めていきたいと考えている。文化振興においては市民が市外の様々な作品を鑑賞できるようにすることも必要であると考えている。既に定着している市外の優れた展示につ

いては、招待の形で実施できないかを検討していく。

問20 高齢者バス・タクシー運賃助成の見直しにおいては、年齢で一律に区切って助成を行うのはどうなのかということが廃止の理由の1つであったのに、手塚治虫記念館、総合福祉センター及び老人福祉センターで利用料金の減免対象年齢を60歳から65歳に引き上げる見直しについては、年齢での区切りを残したままであるのは、整合性が取れているのか。

答20 当該見直しは、高齢者の定義も変わってきており、今回は対象年齢を一旦5歳引き上げて、利用者の声を聞いて今後判断する段階にとどめている。年齢で区切ることについては、高齢者バス・タクシー運賃助成の廃止の理由と整合性を図る議論はほとんどしていない。

問21 火葬場の使用料について、見直し後の死産児及び人体の一部の料金が近隣市と比較して高額であるが、どのような議論が行われたのか。

答21 大人、子ども、死産児及び人体の一部について、ガイドラインを適用して一律で従前の1.5倍としており、死産児や人体の一部の料金について据え置くという議論は特に行っていない。

問22 ガイドラインに目標稼働率・目標利用者数に満たない施設については、その在り方について検討するあるが、この在り方とは、存続自体をやめてしまうような方向なのか。

答22 在り方とは、施設はいらないという意味ではなく、利用者を増やすためにはどういう方法があるかなどを検討することが基本だと考えている。最初から目的を定めているわけではなく、施設の個別の事情に合わせて検討するものと認識している。

問23 スポーツセンターのテニスコートの利用などで、営利目的の利用が結構あるが、それが分かりにくい。運用上の問題についてどのように考えているか。

答23 スポーツ施設は民間施設と競合する形になるので、その在り方は相当突っ込んだ議論が必要だと考えている。一方で、スポーツ振興公社との関係性もあり、時間をかけて解決していくべき問題と認識している。議会と協議しながら解決していきたい。

問24 このガイドラインは森市長が就任する前に策定されたものであるが、市長自身はこのガイドラインを適正だと考え、実行したのか。

答24 基本的に個別の議論から始めるのではなく、方針そのものを決めてそこを個別に適用していくという考え方については、私も賛同している。ただ、原価の計

算方法などルールの部分は話し合いながら修正を加えた。受益者負担適正化ガイドラインそのものを設定し、全体のフレームワークとしては、このとおりでいいものと考えている。

問25 死産児の火葬使用料については、今回の改定により阪神間で一番高くなる。他市が死産児の火葬使用料を低く抑えているのは、それなりの理由があると思うが、検討はしたのか。

答25 火葬場使用料は、政策判断ではなく実際にかかるコストを重視した値段設定になっていると考えている。ただ、政策判断による値段設定を例外的につくってしまうと全てにおいて個別議論が始まり、結論がつかないという思いもあり、今回はガイドラインに基づく算定で対応した。今後は4年に一度見直す際に、コストで換算するのか、政策判断で換算するのか難しい問題ではあるが、議会と一緒に議論していきたい。

問26 死産児の火葬場使用料について、市長答弁では「ガイドラインを適用して従来の1.5倍とすると6千円となり、死産児に関しては特に高くなっている」との説明があったが、もともと高いのであれば、従来の金額そのものを見直すという判断もあったのではないか。

答26 料金が高いか安いかは、利用者の受け止め方によって異なる。本市の火葬場は、歴史や職員の技量により丁寧なサービスを提供しており、その点に価値があると認識している。一方で、その価値を数値化することは困難であり、今回は高いか安いかという観点での判断を行わず、ガイドラインに基づく算定を行った。

問27 今回の料金改定は、財政難ゆえにやむを得ず行うものなのか、それとも財政状況に関わらず民間水準に近づけていく考えなのか。

答27 歳入はほぼ決められているのでその枠内でバランスを取らなければならないため、財政難は1つの理由である。一方で、物価高や人件費の上昇といった要因もあり、実際にかかっているコストを市民に認識してもらう必要もあるため、財政難だけが理由ではない。

問28 ガイドラインにおける原価算定について、人件費は市民税などの税金で既に負担しているのに、なぜ手数料として改めて負担するのかという疑問がある。住民票交付などの事務において、人件費を原価に含めることへの考え方。

答28 原価算定のシミュレーションは、そのサービスを行わなくてよくなつた場合に、どれだけ人員を削減できるかということから始まっている。市役所として基礎的な行政サービスを維持するための人件費は不可欠であるが、住民票の交付など特定の業務を行うために追加的に人員が必要となり、その部分を原価に含めて

いる。

問2 9 スポーツセンター、文化施設、公民館の利用団体は市が連携し協力も得てきた団体が多いにもかかわらず、利用料金の上限額が上がることについて事前に説明がされていない。利用団体との信頼関係を崩さないために丁寧に説明を行うべきではないか。

答2 9 関係団体への説明については、市民への説明を優先すべきとの考えがあり、また今回は利用料金の上限額を上げるだけで、実際の料金をどのようにするかは今後議論することである。各論に入ると前に進まないため、まず枠組みを整える必要があり、今回で終わりではなく、出発点として、以後の議論を進める考え方である。

＜論点外の質疑の概要＞

問1 指定管理施設について、今回の改正で利用料金の上限額が上がり、指定管理者が値上げについて、市と協議して決定することになるが、利用団体など利用者の値上げの説明を指定管理者に丸投げすることにならないか。

答1 実際の値上げの際には、指定管理者とともに、利用者の意見や理解をいただけよう進めていきたい。

問2 ガイドラインでは社会的弱者への配慮といった政策的判断によるものとある一方で減免はあくまで例外的な措置として取扱うとなっているが、全ての減免措置を見直すのか。

答2 各施設で持っている減免制度については、全て見直しの対象としているわけではないので、各施設によって、これからも減免規定については判断されるものと考えている。

問3 死産児の火葬件数は、令和6年度は市内15件、市外7件であり、価格改定がされたとしても、そこまで歳入が増えないのではないか。

答3 毎年20件程度と想定すると、今回の改定で2千円上がるるので、単純計算で4万円ということになる。

問4 民間であれば技術や腕前によって価格をつけるのは当たり前の話だが、それに当てはまらない部分のものを提供するのが公共サービスの原則だと考えている。火葬場の職員の技術や腕前が高いと説明することについてどう考えているか。

答4 使用料の金額以上に、しっかりと業務をしているという意味で説明したもので、今後の炉の更新をする場合に、7億円近いお金がかかってくるので、その分を含めたコストを基に、使用料を相応に上げていきたいという趣旨であったと考えている。

問5 今回このガイドラインに基づく見直しをスタートするというのは理解するが、まだ検討の余地があると考えている。このガイドラインの改定は隨時行うのか、また変更があった場合は議会に説明する考えはあるか。

答5 今後も隨時ガイドラインを改定していきたい。改定を行った場合は、隨時議会に改定内容の報告をしたいと考えている。

問6 この議案が、12月議会で議決されなくても、3月議会で議決されれば、10月の施行までの間に市民や関係団体への周知期間は十分あるということだが、昨年の水道料金の値上げの周知期間はどのくらいであったのか。

答6 令和6年に44年ぶりに水道料金を値上げしたときは、9月議会で議決をいただき、半年の周知期間を設けて広報を行った。

委員間討議 なし

＜委員からの修正案の提出（修正案の概要）＞

宝塚市営火葬場の使用料のうち、死産児については改定後の料金が阪神間で突出して高額となり、生まれる前に亡くなった子の出産に対して遺族の心情への配慮や通常の火葬と同じ扱いにしにくい特殊事情を考慮すると、無料または低額に設定されてきた社会的合意や全国的な流れにそぐわないため、据置きとする。

第24条宝塚市営火葬場条例別表の改正規定中、「1体につき6,000円」を「1体につき4,000円」に、「1体につき24,000円」を「1体につき16,000円」に改める。

現行の死産児に係る火葬場使用料の金額

- 1 市民等にあっては1体につき4,000円
- 2 市民等以外にあっては1体につき16,000円

＜修正案に対する質疑の概要＞

問1 死産児の火葬場使用料を据え置く根拠は。

答1 死産児については、死産という特殊状況により遺族、特に母体への心情配慮が必要であること、胎児の大きさ等により遺骨が残らない場合があり通常の火葬と同じ扱いにはしにくいこと、また突然の事態による精神的・経済的負担があることから、社会的合意として低額に設定されている。財政再建や炉更新等を踏まえ見直しが必要である点は理解するが、死産児については機械的に1.5倍とせず、現行4千円も近隣市や類似団体と比較して高額であることから今回は据え置くべきだと考える。

問2 死産児の火葬場使用料の改定後は近隣市で1番高くなるため、据置きにすると
いう考え方か。

答2 死産児が特に低額に設定されているのは社会が今まで認めてきた市民感情であり、社会包摂の結果だと考えている。他市より突出して高額になる場合は政策的判断も加味する必要があると考え、据え置きとしている。

問3 ガイドラインに基づいて原価を算定し、現行との差が1.5倍以上の場合は1.5倍で抑えるという整理で議論してきた。死産児のみ例外を設けると、これまでの議論そのものがほかの算定にも影響が出てくると考えるが、どのような考え方か。

答3 ガイドラインの考え方自体を否定するものではない。一定の基準を持つ必要性は理解しているが、算出結果により他市と比べ突出して高くなる場合はガイドラインに基づく算定額に修正を加える余地があると考える。死産児の料金設定は全国的に通用してきた制度設計上の合理性があり、今回のガイドラインが合理的でないと言っているのではない。

問4 死産児の火葬場使用料が他市より突出して高くなっていることが修正の理由であるならば、人体の一部も他市より突出しているにもかかわらず、なぜ修正の対象に含めていないのか。

答4 人体の一部も修正の対象として検討はしたが、人体の一部は事故で失った身体の一部などが想定され、死産児とは性質が異なると考える。また人体の一部については今回十分な議論ができていない。死産児の使用料が高くなることは、市民感情への影響が大きいと考え、1つの象徴として死産児を取り上げた。

討 論

(修正案に反対、原案に賛成)

討論1 原案は、受益者負担適正化ガイドラインという一定のルールに基づき、本来あるべき使用料・手数料を算出した結果として提案されたものである。他市比較による金額の高い安いを理由に、算出結果を修正することは合理的ではないため、修正案には反対し、原案に賛成する。

討論2 修正案は、他市比較を根拠に一部のみ例外を認めることには不安があるため反対する。原案は、本市の現状を踏まえ、批判も覚悟して議案を提出していると考え、賛成する。

討論3 死産児のみを据置きとすることで、出生後すぐに亡くなった場合等は値上げを許容することになりかねず、死に対して意味合いを持たせてしまうことは避けるべきだと考え、修正案には反対する。原案は、行政コストを明確にすると

いう先進的取組にもなるため賛成する。

討論4 火葬場は全市民が利用する生活インフラであり、今後、炉更新に多額の費用がかかり原価構造が重いことを踏まえると、市民も一定の負担を担う必要がある。心情面の支援は、料金ではなく別の分野でのケア等で補う仕組みを検討すべきである。本改定は、市の負担と受益者負担とする範囲の線引きを行うものであり、行革を一步ずつ進めるために、修正案には反対し、原案に賛成する。

討論5 修正案は、死産児のみを据置きとしているが、人体の一部も他市と比較して金額が高いと考えるのであれば両方据置きとする必要がある。市長も政策的判断は今回は行わないとしており、個別判断を始めるとこれまで行革が進まなかつた原因を繰り返すことになる。市が反発も覚悟して決断した点を重く見て、財政状況と受益者負担の公平性の観点から、今回はガイドラインに沿った一律の算定で前に進めるべきであるため、修正案には反対し、原案に賛成する。

(修正案に賛成、残る原案に反対)

討論6 原案は、市の財政問題を出発点としており、ガイドライン自体の議論が十分でない段階で料金改定を進めるのは時期尚早である。行政サービスは利用者の利益にとどまらず社会全体の利益であるという視点を踏まえて見直すべきである。修正案は、死産児の使用料の据置きを通じて、ガイドラインの在り方を見直す契機になり得るため、修正案に賛成し、残る原案に反対する。

(修正案に賛成、残る原案に賛成)

討論7 行政には市民に寄り添う姿勢が本来求められる。減免制度自体が社会的弱者への配慮という政策的判断であり、死産児の使用料を含め、個別事情を丁寧に見る必要がある。修正案は、行政の寄り添いを再確認する契機となるため賛成する。原案には課題も残るが、議会として財政非常事態宣言の発令を求める決議を行っている以上、行革を前に進める必要があると考え、残る原案にも賛成する。

討論8 本市の財政状況を鑑みて、行革を進めてきた中で料金改定自体は一定やむを得ない。しかし、死産児の使用料については、料金改定後に突出して高額となり、年間件数が少なく僅かな増収としかならないため、道義的・社会的に据え置くべきである。子育てしやすいまちを政策的に進めてほしいと考えるため、修正案には賛成し、残る原案にも賛成する。

審査結果

修正案 否決（賛成少数 賛成 4 人、反対 8 人）

原案 可決（賛成多数 賛成 11 人、反対 1 人）

＜附帯決議＞

議案第 149 号受益者負担の適正化に係る関係条例の整備に関する条例の制定についてに対する附帯決議案

議案第 149 号受益者負担の適正化に係る関係条例の整備に関する条例の制定については、受益者負担適正化ガイドラインに基づき、市が発行する各種証明書の発行手数料の改定や、各種施設の使用料の見直しなど、幅広い分野にわたる料金の改定を実施するものである。

本議案は、市の財政運営や行政サービスの提供における受益者負担の適正化を図ることを目的としているが、その影響は、子育てや教育、高齢者福祉、文化・スポーツ活動など、市民生活の多様な領域に及ぶことが想定される。

近年、物価上昇が続く一方で、賃金水準の向上の進捗が十分に見られない状況において、市民生活の負担は増加している。とりわけ低所得層や子育て世帯にとっては、さらなる負担増につながる可能性がある。本市は、市民生活を支える基礎自治体として、生活上の不安を軽減し、社会参加の機会を保障する責任を負っている。その観点に立てば、料金の見直しに際しては、市民生活への影響を丁寧に検証するとともに、説明責任を果たすことが重要である。

また、行財政改革の推進にあたって、短期間に広範な値上げを一括して行う場合には、市民に理解が得られるよう十分な議論と丁寧な説明を行うことが重要である。

とりわけ、ガイドラインに基づき算出した額を参考として料金を設定する場合には、その根拠や影響については、高い水準での透明性の確保が強く求められる。

財政健全化は、自治体にとって極めて重要な課題であり、とりわけ、本市が厳しい財政状況に直面している中で、中長期的な財政の基盤強化を進めることは不可欠である。しかしながら、財政健全化を推進する際には、地域社会の活力を損なうことがあってはならない。

したがって、今回の条例制定に伴う料金見直しに当たっては、利用者の受益と負担とのバランスに配慮しつつ、地域社会の持続性が確保され、誰もが公平に利用できる仕組みを維持する視点を堅持することが必要である。

そのためにも、料金設定の妥当性の検証、影響評価、透明性の確保、説明責任を着実に講じることを強く求める。

以上決議する。